

【④ 組織的に活動していこうとする中規模の任意団体用 (総会や役員の職務に関する規定あり)】

〇〇〇〇 会則 (または規約)

第1条 (名称) ※

本会は、〇〇〇〇〇と称する。 ※登録申込書の「名称」と整合していること

第2条 (事務局所在地) ※

本会の事務局は、生駒市に置く。 ※預貯金口座を開設したい団体においては、事務局所在地を「代表宅とする」など規定しておき、附則にて代表者名および代表者宅を記載する方法もある。

第3条 (目的)

本会は、〇〇に関する活動を行い、〇〇に係る問題の改善や解決をはかり、〇〇することを目的とする。

第4条 (活動内容) ※

本会の活動は、次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇 ※登録申込書の「概要」欄と整合していること
- (2) 〇〇〇 ※会の実情に応じて記入
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

第5条 (会員)

本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) その他、会長が認めた者

第6条 (入会及び退会)

- (1) 入会を希望する者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 退会を希望する会員は、退会届を〇〇に提出することにより任意に退会することができる。

第7条 (会費)

- (1) 会費は、年額〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入するものとする。
- (2) 事業経費が必要な場合は会員と協議の上、負担金を徴収することがある。

第8条 (役員)

- (1) 本会に次の役員を置く。
 - ①会長 1名
 - ②副会長 1名

③会計 ○名

④監事 ○名

(2) 役員は、会員の互選により選出する。

(3) 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（職務）

(1) 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

第10条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

(3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第11条（総会）

(1) 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(2) 総会は、以下の事項について議決する。

①会則の変更

②事業の変更

③事業報告及び収支決算

④役員の選任または解任

⑤解散

⑥その他会の運営に関する重要事項

(3) 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(4) (2) に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第12条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

第13条（役員会）

(1) 役員会は役員を持って構成する。

(2) 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第14条（運営）

役員とは別に、正会員の中から運営委員を選び、各事業の進捗管理を行う。会員は事業実施に協力する。

第15条（事業報告書及び決算）

会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第16条（事業年度）

本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

第17条（解散）

（1）この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- ①総会の決議
- ②合併

（2）総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第18条（委任）

この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第19条（会則の変更）

この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。